

平成29年10月 入札・契約制度の改善

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、平成29年10月1日から実施します。

1. 工事の最低制限基準価格及び調査基準価格の見直しについて
2. 工事に係る委託業務の最低制限価格の見直しについて
3. 建設工事の社会保険等の未加入対策について（強化）

1. 工事の最低制限基準価格及び調査基準価格の見直しについて

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、本市でも下記のとおり改正するものです。

平成29年10月1日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。

なお、平成29年9月30日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

改正前	改正後
① 直接工事費の 95%	① <u>直接工事費の 97%</u>
② 共通仮設費の 90%	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 90%	③ 現場管理費の 90%
④ 一般管理費の 55%	④ 一般管理費の 55%
⑤ その他の費用は 89.5%	⑤ <u>その他の費用は 90.7%</u>
①から⑤の合計額 (税抜)	①から⑤の合計額 (税抜)

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。

2. 工事に係る委託業務の最低制限価格の見直しについて

国土交通省の基準が見直されたことに伴い、本市でも下記のとおり改正するものです。

平成29年10月1日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。

なお、平成29年9月30日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

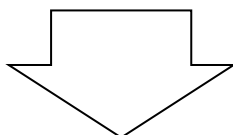
改正前		改正後
測量業務	設定範囲	測量業務
① 直接測量費の額		① 直接測量費の額
② 測量調査費の額		② 測量調査費の額
③ 諸経費の額の 45%	10 分	③ <u>諸経費の額の 48%</u>
①から③の合計額	の 6	①から③の合計額
土木関係コンサルタント業務	から 10 分	土木関係コンサルタント業務
① 直接人件費の額	の 8	① 直接人件費の額
② 直接経費の額		② 直接経費の額
③ その他原価の額の90%		③ その他原価の額の90%
④ 一般管理費の額の45%		④ <u>一般管理費の額の48%</u>
①から④の合計額		①から④の合計額

3. 建設工事の社会保険等の未加入対策について（強化）

技能労働者の雇用環境の改善と公正な競争環境を図るため、社会保険等未加入対策を実施していますが、**一次下請を対象に行っていた対策を、平成29年10月1日以降の発注案件から、二次下請以下にも適用し、工事成績評定の減点を含む措置を追加します。**

改正前

元請対策	未加入業者の入札参加を認めない
一次下請対策	未加入業者との下請契約が判明した場合は、元請業者に対し未加入業者の社会保険等の加入について指導するとともに、建設業許可行政庁等へ通報します。



改正後

元請対策	未加入業者の入札参加を認めない（ 継続 ）
下請対策 （二次下請以下を含む）	未加入業者との下請契約が判明した場合は、元請業者に対し未加入業者の社会保険等の加入について指導します。 工事完成検査までに加入しなかった場合は、建設業許可行政庁等へ通報するとともに、工事成績評定で減点します。

詳細は「社会保険等未加入対策について」 をご覧ください。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部契約課（工事担当）

電話 089-948-6453・6454

F A X 089-934-1767